

## 大阪府賃貸住宅供給促進計画で定める住宅確保要配慮者

大阪府賃貸住宅供給促進計画で定める住宅確保要配慮者は以下のとおりです。

住宅確保要配慮者の範囲
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外からの引揚者</li><li>・ 新婚世帯</li><li>・ 原子爆弾被爆者</li><li>・ 戦傷病者</li><li>・ 児童養護施設退所者</li><li>・ LGBTをはじめとする性的マイノリティ</li><li>・ UIJ ターンによる転入者</li><li>・ 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者</li></ul>

当該登録を受けた住宅は、入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者居の範囲を定めることができません。

ただし、専用住宅（入居者の資格を住宅確保要配慮者本人又は住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者・その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。））に限定する賃貸住宅）として登録を受ける場合には、入居する住宅確保要配慮者の範囲を定めることができます。